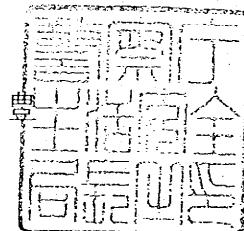


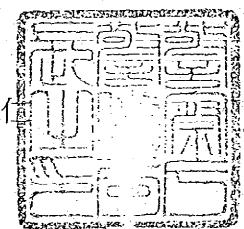
覚書

警察庁丙生環発第6号
警察庁丙備発第46号
健発第0309006号
平成18年3月9日

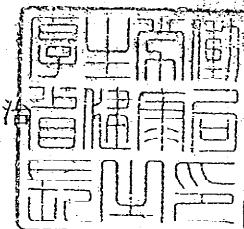
警察庁生活安全局長 竹花



警察庁警備局長 小林武



厚生労働省健康局長 中島正治



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の閣議決定に際し、警察庁及び厚生労働省は下記のとおり確認する。

記

- 1 本法案による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第9条第4項に規定する関係行政機関の長には警察庁長官が含まれるものであること。
- 2 厚生労働省は、法第6条第19項から第22項までの政令（これらの項の規定による厚生労働大臣の指定に係る告示を含む。）並びに第8章の2の政令及び厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合にあっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と協議すること。

- 3 厚生労働省は、法第8章の2に係る行政指導通知その他の公文書を作成する場合にあっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と協議すること。
- 4 厚生労働省は、法第56条の31第1項の規定による立入検査を実施する場合にあっては、あらかじめ警察庁に連絡するとともに、同項及び第56条の30の結果を警察庁に連絡すること。
- 5 厚生労働省は、特定一種病原体等所持者が法第56条の4ただし書に該当する輸入を行おうとする動向を把握した場合及び同条ただし書の指定をした場合にあっては、速やかに警察庁に連絡すること。

